次期青梅市総合長期計画策定に向けた調査研究等実施要領

#### 1 目的

この要領は、青梅市(以下「市」という。)における現行の第5次総合長期計画の目標設定期間が平成24年度末をもって満了することを踏まえ、次期総合長期計画(以下「長期計画」という。)の策定に向けた基礎資料の収集および作成ならびに現状の分析を含めた調査研究(以下「調査研究等」という。)を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 調査研究等の内容

調査研究等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項に関する基礎データの収集および課題や論点の抽出ア 暮らしに関すること。
  - イ教育・文化に関すること。
  - ウ健康・福祉に関すること。
  - エまちの活性化に関すること。
  - オ 地域運営に関すること。
- (2) 市の将来人口推計
- (3) 市の財政運営に関する調査研究
- (4) 市の土地利用に関する調査研究
- (5) その他青梅市長(以下「市長」という。)が必要と認める調査研究
- 3 プロジェクトチームの設置

### (1) 設置

前項第1号、第2号および第3号に掲げる調査研究等を実施するため、次のプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置する。

ア 青梅市基礎データ集作成プロジェクトチーム

### (ア) 所掌事項

市の現状について客観的な視点でデータ収集、分析を行い、広く市民に周知を図ることを目的としたデータ集を作成するために 設置するものとし、次に掲げる事項を所掌する。

- a 基礎データの収集に関すること。
- b 収集すべきテーマ抽出に関すること。
- c その他データ集作成に関すること。

- (イ) 組織
  - a リーダー 企画調整課長
  - b サブリーダー 委員のうち企画調整課長が指名する課長補佐 または係長(主査を含む。)
  - c 委員 各部長が指名する当該部に所属する課長補佐または係 長(主査を含む。)5人および主任以下の職員20人程度
- (ウ) 任期

委員の任期は、次の(I)に規定する報告の日までとする。

(I) 報告

リーダーは、作成したデータ集を経営会議に報告するものとする。 る。

- イ 青梅市将来人口推計プロジェクトチーム
  - (ア) 所掌事項

人口推計方法を研究するとともに、市の地域性等を加味した今後の長期的な人口の推移予測を行い、将来人口推計に関する報告書をまとめるために設置するものとし、次に掲げる事項を所掌する。

- a 将来人口推計に関すること。
- b その他将来人口推計に関すること。
- (イ) 組織
  - a リーダー 企画調整課長
  - b サブリーダー 委員のうち企画調整課長が指名する者
  - c 委員 市長が指定する部長が指名する当該部に所属する主任 以下の職員 10人程度
- (ウ) 任期

委員の任期は、次の(I)に規定する報告の日までとする。

(I) 報告

リーダーは、将来人口推計に関する報告書を経営会議に報告するものとする。

- ウ 青梅市財政運営研究プロジェクトチーム
  - (ア) 所掌事項

市の財政状況について調査、分析を行い、地域経済等の状況を

勘案した、市の将来にわたる財政運営研究に関する報告書をまと めるために設置するものとし、次に掲げる事項を所掌する。

- a 財政運営状況の調査研究に関すること。
- b その他財政運営研究に関すること。
- (イ) 組織
  - a リーダー 財政課長
  - b サブリーダー 委員のうち財政課長が指名する者
  - c 委員 市長が指定する部長が指名する当該部に所属する課長 補佐または係長(主査を含む。)以下の職員 5人程度
- (ウ) 任期 委員の任期は、次の(I)に規定する報告の日までとする。
- (I) 報告 リーダーは、財政運営研究に関する報告書を経営会議に報告す るものとする。
- (2) リーダーおよびサブリーダーの職務

ア リーダーは、PTを代表し、会務を総理する。

イ サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき は、その職務を代理する。

(3) 会議

ア PTの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長 となる。

イ リーダーは、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、 会議への出席または資料の提出を求めることができる。

4 調査研究のための会議の設置

第2項第4号および第5号に掲げる調査研究のため、市長は、必要に 応じて会議を設置することができる。

5 協力

各部課長は、PT等の要請にもとづいて、円滑に調査研究等の遂行が 図れるよう協力しなければならない。

6 庶務

調査研究等に関する庶務は、企画調整課が処理する。

7 その他必要な事項

この要領に定めるもののほか調査研究等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 8 実施期日

この要領は、平成22年12月1日から実施する。